

## 中学校 社会科(公民的分野) 学習指導案

指導者 阿部 哲久

- 日時** 平成 29 年 7 月 5 日(水) 第3限 10:40～11:30
- 場所** 第1 社会科教室
- 学年・組** 中学校 3 年 B 組 46 人 (男子 24 人 女子 22 人)
- 題材** 「冤罪をなくすには？」
- 目標**
1. 憲法には身体を自由を保障することが定められており、冤罪などを防ぐしくみが一定程度整えられていることを理解させる。(知識・理解)
  2. 冤罪の発生の原因には人間の認知の特徴が関わっていることを理解させる。(知識・理解)
  3. 問題解決には「べき」論ではなく、人間のバイアスを想定した制度設計が必要である事を理解させより良い制度について考えさせる。(思考・判断・表現)

### 指導計画 (全 16 時間)

個人の尊重と日本国憲法

第一次 法に基づく政治と日本国憲法 4 時間

第二次 日本国憲法と基本的人権 9 時間 (本時 4/9)

第三次 日本の平和主義 3 時間

### 授業について

自由権についての授業をより深める意図で実施した。

冤罪は自由権に関わる大きな問題である。アメリカではイノセンスプロジェクトの活動により 90 年以來 350 名の雪冤が行われており、日本でも 2016 年からえん罪救済センターが活動を開始している。冤罪には取調官や裁判官の確証バイアス (仮説を支持する証拠ばかりをさがしてしまうこと) や、被疑者のうその自白が影響を与えているとされる。人間の認知のクセは、進化の過程で形作られてきたと考えられており、確証バイアスも現実の生活のほとんどの場面では合理的・効率的に機能しているが、司法などの場面ではマイナスの影響をあたえてしまうものとなっている。カーネマンはシステム 1・システム 2 という表現で人間の判断が直感的なものによって成り立っていることを指摘し、政策決定にもいかすべきであるとしている。冤罪の問題について考える場合にも、これらの人間の認知のクセをふまえた上で、政策的に操作可能なシステムの問題を切り分けて考えさせることが必要である。

生徒は冤罪について具体的なイメージをもっておらず、自分だけは大丈夫と考えたり、他人事になったり、時には被疑者への疑いを持つこともあるため、認知の問題として体感的に理解させることが必要である。

本授業では 2 4 6 課題と呼ばれるゲームを通して認知におけるバイアスを体験させ、自分事として人間のバイアスについて理解させた上で、制度設計に求められる視点が何かを理解させ、問題解決の方法を考えられるようにしたい。

「二重過程理論」のシステム 1・2 というとは、表現が異なるものを含め広く共有されてきており、2017 年には同理論を用いる行動経済学のリチャード・セイラーがノーベル経済学賞を受賞している。これらの人間の認知に関わる心理学の知見を社会科の授業内容に取り入れることで問題をより深く理解させ、より良い意思決定をさせることができるか、また、活動を取り入れることで効果を高めることができるかを提案する授業としたい。

**題 目** 「二重過程理論」をはじめとする心理学の知見の社会科授業への導入を試みる

**本時の目標**

1. 憲法には身体を自由を保障することが定められており、冤罪などを防ぐしくみが一定程度整えられていることを理解させる。(知識・理解)
2. 冤罪の発生の原因には人間の認知の特徴が関わっていることを理解させる。(知識・理解)
3. 問題解決には「べき」論ではなく、人間のバイアスを想定した制度設計が必要である事を理解させより良い制度について考えさせる。(思考・判断・表現)

**本時の評価規準（観点／方法）**

1. 憲法における身体を自由の保障について理解している  
(知識・理解／ペーパーテスト（後日）)
2. 冤罪と人間の心理バイアスの関わりについて理解している。  
(知識・理解／ワークシート)
3. 人間の心理バイアスをふまえてより良い社会制度について考え、発表することが出来る。  
(思考・判断・表現／ワークシート，授業観察)

**本時の学習指導過程**

学習内容	学習活動・発問等	獲得させたい知識・指導上の留意点
導入 数字ゲーム	○今日のはじめにゲームをしてみよう。 ・246課題を提示する。 ○どうでしたか？	・偶数だと思ったのに騙された そんな答えはずるい，など
展開1 冤罪について知る	○このニュースを知っていますか？ ○再審とはなんでしょう？  ○再審をしたら一旦有罪になったものが無罪になったりするのかな。	・知らない，知っている  ○再審とは、確定した判決について、一定の要件を満たす重大な理由がある場合に裁判をやりなおすこと。 ○再審無罪となった冤罪事件は多数あり，特に死刑から無罪となった四大冤罪事件や死後に無罪判決が出た事件もある。
授業主題の提示	◎無実の罪に問われることを冤罪と言います。今日は冤罪をなくすにはどうすればいいかを考えていこう。	
足利事件を通じて，冤罪と うその自白について知る	○実はこれらの冤罪事件には自白がある。どうしてやっていないのに自白したんだろう。	・強制されたのかも，本当に冤罪なのか 等 ◇本当に冤罪なのかという疑念は一旦そのままにしておく。

<p>イノセンスプロジェクトについて知る</p> <p><b>展開2</b> 憲法の保障する身体 の自由についてふりか える</p> <p><b>展開3</b> 確証バイアスについ て知り人間の心理の 特性について学ぶ。 心理の特性から冤罪 がなぜ生まれるか考 える。</p>	<p>○比較的最近ではこ ういう事件もあった。 この事件の特徴はなん だろう。</p> <p>○DNA鑑定によって 冤罪がはらされること ができるようになって いる。</p> <p>○なぜやってないのに 自白するのか、防ぐ制 度はないのかな。</p> <p>○なぜ憲法の規定にも 関わらず冤罪がおこ るのか。</p> <p>○高い有罪率はどうい う効果をもつか。</p> <p>○さっきのゲームでど う考えたかな。</p> <p>○次に取調官はどう だろう。</p> <p>○逮捕者＝取り調べ 者だとどんな問題が あるだろう。</p> <p>○強い信念があると何 がおこるだろう。</p> <p>○このような取調官に 対して被疑者はどの ような立場にあるか。</p> <p>○自分なら嘘の自白 をするか。</p> <p>○専門家はうそには 二つあるという。</p> <p>○人間の同調を調べる こんな実験もある。</p>	<p>○DNA鑑定によって 無罪の証拠があるにも 関わらず自白がある。</p> <p>○アメリカでは90年 以来、350件の冤罪 がはらされ、20件の 死刑判決が覆ってい る。これらの中にも 自白があるものがある。</p> <p>○身体が保障されて おり、刑事裁判の手 続きも慎重なもので ある。</p> <p>○慎重さの故に高い 有罪率となり、予断 を与えていると言わ れる。</p> <p>◇仮説に合うような 証拠を探したことに 気づかせる。</p> <p>・予断があるのでは？</p> <p>○裁判官は高い有罪 率から有罪を予想し て証拠を見る可能 性がある。理解しや すいストーリーであ るほど他の可能性は 考慮しなくなる。</p> <p>○人は自分の思い込 みに沿った証拠を探 す傾向がある。</p> <p>◇命がけで逮捕する には強い信念が必要 である事に気づかせ る。</p> <p>○確証バイアスによ る判断ミスがおこ る可能性が高まる。</p> <p>○なんとか自白をさ せようとする。</p> <p>○長い身柄拘束期間 や、代用監獄制度な どが問題と指摘され ている。</p> <p>○長期の拘留や代用 監獄などにより、虚 偽の自白が誘発され る。</p> <p>・しない、する 等 (多数はしないの可 能性大)</p> <p>◇関係性のうそは日 常生活の中で誰もが がついていることに 気づかせる。</p> <p>○アッシュの同調実 験を紹介する。</p> <p>◇人は容易に嘘をつ くことを確認</p>
--	--	---

<p><b>終結</b> 冤罪を防ぐ制度設計について考える</p>	<p>○第三者の私たちやメディアはどうだろう。</p> <p>○以上のことからどのようなことが言えるだろう。冤罪をふせぐためにはどうすれば良いだろう。</p> <p>○どんな対策が有効か考えてみよう</p>	<p>し、やっていないのに自白する可能性がある事を理解させる。 ◇調書の問題などにもふれる。</p> <p>○松本サリン事件第一通報者の河野さんは予断に基づいて犯人扱いされた。 ◇メディアを通じて情報を知る我々も確証バイアスの影響を受けている。</p> <p>○私たちは日常生活に役立つ様々な直感やバイアスをもっている。しかし直感に依存しない方が良い場面もある。 ◇通常的生活では確証バイアスが効果的である事をおさえる。</p> <p>◎冤罪について言えば、誤った自白が誘導される可能性をはじめから考慮して、直感の誤りの影響を受けないような制度設計が必要である。</p> <p>◇取調官や裁判官を批判するだけでは効果は期待できないことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り調べを録画する，逮捕者と取り調べ者をわける，など</li> </ul> <p>◇すでに被疑者段階からの国選弁護制度や，裁判員裁判に限るが取り調べの可視化もはじまっていることにふれる。</p>
<p><b>備考</b></p>		

**参考文献**

浜田 寿美男、『自白の心理学』，岩波新書，2001年

高野 陽太郎、『「集団主義」という錯覚—日本人論の思い違いとその由来』，2008年

笹倉 香奈，「司法における確証バイアス：認知心理学から見た問題と対応策」，日本認知心理学会第15回大会シンポジウム発表資料，2017年

服部 雅史，「推論と判断の等確率性仮説：思考の対称性とその適応的意味」『認知科学』15(3),pp 408–427，2008年

ダニエル・カーネマン『ファスト&スロー』，早川書房，2012年

## 実践上の留意点

### 1. 授業説明

この授業は、「冤罪」を題材として。身体の自由に関する憲法の学習を深める意図で実施したものである。研究授業として、社会科の学習内容を心理学の知見を位置づけ、理解を促進するために簡単なゲームも導入している。

### 2. 協議内容

○認知のバイアスがあるから、気を付けようという趣旨なのか。

→認知の問題は頑張ってもどうしようもなく、それを前提にしたシステムを考えようというのが最終目標。

○確証バイアスというのは、今日の授業で見る限りは、本人が自分を俯瞰したり、相対化したりすることで気づいて完成するものではなくて、他からの新しい証拠とか他からの指摘があって、初めて気づかされるものなのか？ また今後社会科の授業の中で、事例の中で体験させる、生徒たちに気づかせるということは可能か？

→冤罪裁判とかの具体的事例とかで、ということはあるかもしれない。今回はゲームを使ったが、体感的にということが難しい。

○授業展開の中で、嘘の自白に触れるところがたくさんあって、これと確証バイアスとのつながりが生徒はどれだけ理解できたのだろうか、少し疑問だった。

→同調のところは無理やり納得させるみたいな、ズルイ展開があったなと思う。

○私も同じように、この嘘の自白と確証バイアスのつながりがはたして生徒に伝わるのか考えてみたが、結論が出なかった。

○心理学はよく分からない。事象をもう少し前面に出すと、大人は理解しやすい。こういう問題点があるというふうに、中3の生徒にはちょっと難しいような気がした。

→冤罪は、悪意でなくて起こることの方がはるかに多い。そのときは制度的な対策が可能だと思う。意思決定の授業をやっているときに、生徒は、結局直感で判断しているとずっと感じている。

○もし今日のストーリーを変えることなく、子供にも何かさせることができたなら何だったのか。

→最後にまとめて制度上の問題とそうじゃないものを列挙したものを出したが、嘘の自白のところを少し削って時間を作って、制度上の問題とそうじゃないものについて、生徒がちゃんと峻別して提案できるかという活動を入れる。

○このダニエル＝カーネマンという人は、教育学なのか。

→行動経済学者である。

○確証バイアスというのは、その人が持っている価値観なのか？

→思考パターン。方略上の癖とされている。仮説に適応した証拠だけを探そうとするというのも、認知の癖として持っていて、日常の出来事だとその方が合理的だということ。我々は確証バイアスから逃れられないというのが心理学の知見としてある。

○バイアスを想定した制度設計というのは、具体的にはどういうのができるというのがあるのか。

→取り調べの可視化もそうだし、国選弁護を被疑者段階から付けられるのもそうだ。

○司法は、この確証バイアスというのに基づいて改革をしようとしているのか。

→司法の世界は研修で扱うなどの対策をやり始めている。

○逆からやったら面白かったんじゃないのか。今何故そういう改革をするのか？ そこで確証バイアスなんだというふうにしたら面白かったんじゃないだろうか。

○認識・認知が、「直感的なものと論理的なものから成り立つ」というのは、カントやピアジェにもある考えだが、カントやピアジェになくて、このカーネマンが問題視しているのは、直感的なものと論理的なもの結びつきが、単なる認知ではなくて、政策決定に生かされるべきだということだと思う。それが本時の授業の柱なのだと思う。政策決定に生かすときに、どういう形が理想型なのかという提案は彼にあるのか。

→カーネマンは行動経済学者なので、インセンティブ、直感をうまく利用した政策をつくるべきだという、経済学者らしい主張です。